

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【公表番号】特表2011-521776(P2011-521776A)

【公表日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-030

【出願番号】特願2011-509698(P2011-509698)

【国際特許分類】

B 05 D	7/24	(2006.01)
C 09 D	1/00	(2006.01)
C 09 D	183/02	(2006.01)
C 09 D	7/12	(2006.01)
C 09 D	5/00	(2006.01)

【F I】

B 05 D	7/24	303B
C 09 D	1/00	
C 09 D	183/02	
C 09 D	7/12	
C 09 D	5/00	Z
B 05 D	7/24	302Y

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0049

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0049】

一旦コーティングされると、物品は典型的には再循環オープン内にて20~150の温度で乾燥される。不活性ガスが循環してもよい。乾燥プロセスを加速するために更に温度を上げてもよいが、基材への損傷を避けるために注意を払わなければならない。コーティング組成物を基材に適用し乾燥させた後、コーティングは、好ましくは約60~95重量% (より好ましくは約70~92重量%) のシリカナノ粒子 (典型的には集塊している)、約0.1~20重量% (より好ましくは約10~25重量%) のテトラアルコキシラン、及び所望により約0~5重量% (より好ましくは約0.5~2重量%) の界面活性剤、及び最高約5重量% (好ましくは0.1~2重量%) の湿潤剤を含む。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材にコーティングを提供する方法であって、

- a) 0.5~99重量%の水と、
- b) 0.1~20重量%の、40nm以下の平均粒径を有するシリカナノ粒子と、
- c) 0~20重量%の、50nm以上の平均粒径を有するシリカナノ粒子であって、b)及びc)の合計が0.1~20重量%であるシリカナノ粒子と、

d) pHを5未満に低下させるのに十分な量の<3.5のpKaを有する酸と、
e) 0~20重量%のテトラアルコキシランと、を含み
ここで、前記シリカナノ粒子の濃度が、コーティング組成物中0.1~20重量%である、

コーティング組成物を基材に接触させること、及び

前記組成物を乾燥させて、シリカナノ粒子コーティングを提供することを含み、

ここで、前記コーティングが、

a) 60~95重量%の集塊シリカナノ粒子と、

b) 0.1~20重量%のテトラアルコキシランと、

c) 0~5重量%の界面活性剤を含むか、又は含まず、

d) 0~5重量%の湿潤剤と、

を含む、

方法。

【請求項2】

前記基材が、コーティング後50°未満の静的水接触角を有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

基材と、その上に40ナノメートル以下の平均粒径を有するシリカナノ粒子の粒塊のコーティングとを含む、請求項1の方法により形成されたコーティングされた物品であって、前記粒塊が、シリカナノ粒子の三次元多孔質ネットワークを含み、前記シリカナノ粒子が隣接するシリカナノ粒子に結合している、物品。

【請求項4】

前記コーティングが500~2500の厚さである、請求項3に記載のコーティングされた物品。

【請求項5】

前記基材が透明であり、また、

400~700nmの波長範囲における垂直入射光線の透過率が、コーティングされていない基材に対して増加する、請求項3に記載のコーティングされた物品。